

有効期間の延長措置について

更新期間内に、運転免許証の住所を管轄する各運転免許試験場、中央・厚別優良運転者更新センター及び各警察署に運転免許証を持参の上、お申し出いただくことで、有効期間の末日から3か月間は運転が可能になります（※）。なお、その際に更新手続開始申請書又は既にこの申請をした方で再度申請する方は更新手続継続申請書を提出していただきます。

※この延長期間中に、講習の受講や適性検査の受検を含む、**通常の更新手続を改めて受けていただく必要**があります。通常の更新手続場所は、更新連絡書に記載された手続場所となります。

【対象者】

免許証の更新期間又は既に更新期間の延長措置を受け、措置後の運転及び更新可能期間が令和3年12月28日までの方（免許証が失効した方は手続できません。）

【受付時間】

- 各警察署 平日 8時45分～17時
- 各運転免許試験場 平日、日曜日 8時45分～17時
（函館、旭川、釧路、帯広、北見運転免許試験場は、日曜日は第1、第3日曜日のみ）

新型コロナウイルスの影響による失効手続について

新型コロナウイルスの影響により運転免許証の更新ができず、免許を失効させてしまった場合には、必要な講習を受講した上、有効期限切れの再取得申請（特別新規申請）をすることができます。再取得に係る運転免許試験は、適性試験に合格すれば、学科試験と技能試験は受験することなく免許を再取得することができます。詳しくはお近くの運転免許試験場又は警察署に問い合わせください。

（過去の違反歴等によって申請できない場合もあります。）

詳しくは、お近くの運転免許試験場、又は警察署までお問い合わせください。

(はじめて指定措置を受ける方用)

<h1>更 新 手 続 開 始 申 請 書</h1>									
年 月 日									
公 安 委 員 会 殿									
ふ り が な									
氏 名									
生 年 月 日		大正・昭和・平成 年 月 日							
電 話 番 号									
免 許 証 有 効 期 間 の 末 日		年 月 日							
		※ 今回措置の対象：有効期間末日が令和3年12月28日までの方 ※ 有効期間が切れた方は申請できません。							
暗証番号1						暗証番号2			

備考1 この申請書に免許証表裏の写し（裏面は備考欄記入後のもの）を添付してください。

2 新しい暗証番号1及び暗証番号2をそれぞれ設定してください。

運転免許証の表面・裏面コピー貼付欄

(再度指定措置を受ける方用)

<h1>更 新 手 続 継 続 申 請 書</h1>	
年 月 日	
公 安 委 員 会 殿	
ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日
電 話 番 号	
運転及び更新可能期間の末日	年 月 日
	(※ 再指定措置の対象：指定措置の有効期間末日が令和3年12月28日までの方 ※ 運転免許証裏面に指定された運転及び更新可能期間が過ぎている方は申請 できません。)

備考 この申請書に免許証表裏の写し（裏面は備考欄記入後のもの）を添付してください。

運転免許証の表面・裏面コピー貼付欄

65	10	010	運転免許試験関係	1年
----	----	-----	----------	----